

2019年4月23日  
(公財)日本自転車競技連盟

強化指定選手および強化育成選手は以下の基準を基にトライアル小委員会が選考し、選手強化委員会の承認を経て選手強化本部会において総合的に判断して最終決定する。

## 第1. 共通基準

- ・本連盟に登録された日本国籍の者
- ・日本代表としてふさわしい言動・態度を備えている者
- ・強化事業への参加と強化の方針や指示に従う事を承諾した者

## 第2. 選考基準

1月1日から12月31日を指定期間として下記基準により選考し、本連盟所定の誓約書の提出をもって決定する。

### (1) 強化指定選手の選考(男子16歳以上:エリート、ジュニア／女子15歳以上:エリート)

次の成績から優先して選考する。

- ア. 全日本選手権大会成績上位者(3位以内)
- イ. Jシリーズトライアル大会成績上位者(3位以内)
- ウ. UCI個人ランキングポイント上位者  
(毎年12月31日現在および選考審査直近のランク)
- エ. トライアル小委員会推薦者

男子エリート:最大8名 (内最大3名はトライアル小委員会より推薦)

女子エリート:最大6名 (内最大2名はトライアル小委員会より推薦)

男子ジュニア:最大8名 (内最大3名はトライアル小委員会より推薦)

※病気、怪我等の理由により、指定大会を欠場する旨を大会前にトライアル小委員会宛に申請した者については、前年度国内外大会の結果等により選考する場合がある。

### (2) 強化育成指定選手の選考(エリート、ジュニア、ユース)

次の成績を参考に、ユースを主体として男女合わせて最大10名程度を選考する。

- ア. 全日本選手権大会成績上位者
- イ. Jシリーズトライアル大会成績上位者
- ウ. トライアル小委員会推薦者

※病気、怪我等の理由により、指定大会を欠場する旨を大会前にトライアル小委員会宛に申請した者については、前年度国内外大会の結果等により選考する場合がある。

### (3) 毎年、全日本選手権大会の終了時には、その成績により追加選考あるいは再構成の検討を行う。

### (4) 指定を辞退する競技者がいた場合、また、いかなる時点でも、前述の選考基準と同等の成績を有したと判断された競技者はトライアル小委員会が追加推薦する。

### (5) 指定を受けようとする競技者は本連盟所定の誓約書等を提出しなければならない。

### 第3. 強化指定解除

以下の選手は強化指定を解除する。

1. 競技活動を辞めたと見なされる者(練習不足で期待された競技力を維持出来ない場合を含む)
2. アンチ・ドーピング規定に従わない者
3. 本連盟強化活動に対し理由なき不参加や連絡が無い等、強化指定選手として参加態度が不適格と見なされる者
4. 本連盟強化の方針や指示に従わない等、チーム行動に対し不適格と見なされる者
5. 代表選手として不適格な言動・態度が認められる者
6. 提出した誓約書の内容を遵守しない者
7. 各事業における自己負担金を納入しない者、または未納がある者

以上